

生活安定資金貸付のご案内

この制度は、低所得者世帯が冠婚葬祭や医療費の支払い等のため一時的に資金が必要な場合に、小口の資金の貸付と民生委員による援助を行うことにより、自立更生と生活安定に寄与することを目的とした貸付制度です。

1 貸付対象世帯

白石市市内に引き続き1年以上居住している低所得者世帯(市区町村税非課税程度)で、資金の貸付により生活の安定が図られると認められる世帯。

2 貸付金額

貸付金の金額は、1世帯あたり5万円までです(無利子・無担保、重複利用はできません)。

3 貸付金の償還方法

貸付金の償還期間は、貸付を受けた日の翌々月から1年以内に一括又は分割により社協窓口又は市役所市民課窓口で償還いただくことになります。

4 申し込み手続き

借入申込書に資金の用途、家族の状況、資産の状況を記入していただき、連帯保証人1名(白石市内居住者の方。同一世帯の方は連帯保証人にはなれません)とともに申し込みいただきます。なお、借入申込書には、借入申込者の居住地を担当する民生委員の意見が必要となります。

5 申し込みに必要な書類

- (1) 生活安定資金借入申込書
- (2) 生活安定資金借用書
- (3) 印鑑登録証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- (4) 住民票(発行されてから3ヶ月以内のもので世帯全員分)
- (5) 所得証明書
- (6) 本人の確認できる書類(運転免許証・保険証等)

6 貸付金の交付

借入申込書を受け付けてから1週間以内に貸付の可否を決定します。なお、資金を遊興費に使う等の目的外に利用すると認められる場合は不承認となります。

この貸付制度は、限られた資金の中で困っている方々に貸し付けしております。したがって、償還が遅れますと貸し付けする資金が不足し、他の困っている方に貸し付けできなくなります。償還計画に従って、遅れないように償還下さるようお願いします。

◎この資金借入申し込みに関する問い合わせは

社会福祉法人白石市社会福祉協議会

白石市福岡蔵本字茶園62-1 電話 0224-22-5210 (代表)

電話 0224-22-2130 (直通)

FAX 0224-22-1571